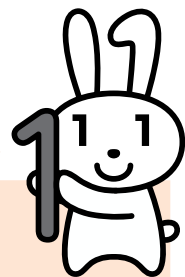


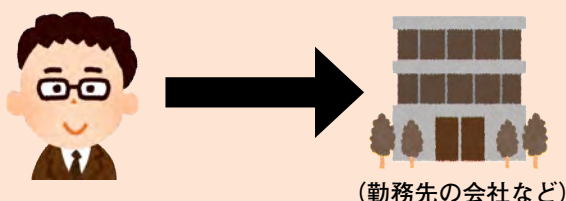
マイナンバー制度が導入されると、いろいろな場面で個人番号（マイナンバー）の提示が求められることがあります。では、実際にどんな場面で提示が必要になるか解説していきます。



〈個人番号を提示する場面〉

（勤務先での使用例）

勤務先にマイナンバーを提示します。

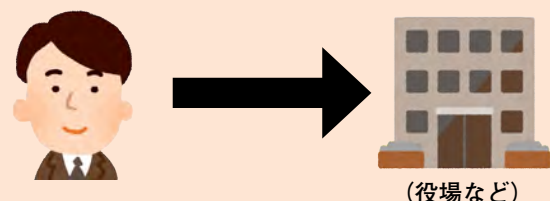


（勤務先の会社など）

勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバー及び提出者のマイナンバーまたは法人番号を源泉徴収票などに記載して税務署や市町村に提出します。

（官公庁での使用例）

各種手続きで使用します。



（役場など）

〈個人番号を提示してはダメな場面〉

（知人や他人への提供）

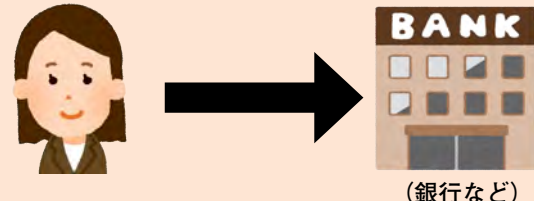


（他人）

マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、**むやみに他人に提供することはできません。**

（金融機関での使用例）

法定調書等に記載するため提示します。マイナちゃん



（銀行など）

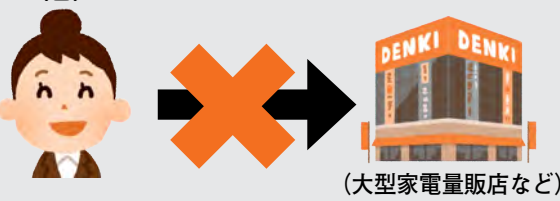
証券会社や保健会社は、顧客のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を法定調書に記載して税務署に提出します。

重要なお知らせ

個人番号はとても大切な情報です。勤め先や行政機関・金融機関など以外には**絶対に、他人へ伝えないでください。**

通知カードは**10月から11月にかけて**発送作業を行っています。到着するまで今しばらくお待ちください。

（その他）



（大型家電量販店など）

大型家電量販店などで会員カードを作成するため、身分証明書のコピーを求められた際に、個人番号カードを提示する場合は、**マイナンバーを隠して、コピー等をする**ようにしてください。

教えて！
マイナンバー制度
11月号の巻

10・11・12月広報では「マイナンバー特集」を掲載し、3回にわたってマイナンバー制度を解説します。今回は「マイナンバーを使うとき」について、マイナンバー制度のマスコット【マイナちゃん】が解説します。

村発展へのご尽力に感謝

～ 平成27年度飯館村表彰 ～



▲受賞者を代表し、謝辞を述べる山田さん

村合併59周年を迎えた9月30日、村役場飯館出張所において平成27年度飯館村表彰式典が行われ、村政発展に貢献された村民の方々の表彰が行われました。
式には村長をはじめ、村議会議員や村関係者らが出席し受賞者を祝いました。今年度は、特別功労表彰1人・功労表彰4人の計5人の方が受賞され、式では、村長から受賞者一人ひとりの紹介があり「村政発展にご尽力された皆さんに感謝しています。今後も皆さんの英知をお借りし、村復興を成し遂げましょう」とあいさつがありました。

村を愛し、歩み続ける

式では受賞者を代表し、山田猛史さん（関根・松塚）から「村を愛する気持ちを持って、先輩方・周りの方の協力を得ながらこまめに取り組んできた。これからが村復興の一番。気を引き締めて、今後も村政進展に協力していきたい」と謝辞が述べられました。

平成27年度飯館村表彰受賞者

（順不同・敬称略）

特別功労表彰



山田 猛史
（関根・松塚）

村議会議員 11年
行政区長 6年
村農業委員会委員 8年

功労表彰



菅野 宗夫
（佐須）

村農業委員会委員 13年

功労表彰



鈴木 秀範
（上飯樋）

村農業委員会委員 13年

功労表彰



庄司 久則
（小宮）

飯館村消防団員 43年

功労表彰



古川 良一
（飯樋町）

村農業委員会委員 13年